

(2681)

平成 19 年版 不動産鑑定行政法規の一問一答

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 19 年 5 月 7 日  
株住宅新報社  
法律・資格図書編集部  
TEL. 03-3504-0361

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P227 肢④ 解答・解説	施行者から宅地を譲り受けた者（その承継人を含む。）は、譲り受けの日の翌日から3年以内に処分計画で定める建築物を建築しなければならない（第31条）。	施行者又は第23条第2項の規定により処分計画に定められた信託を引き受けた信託会社等（以下「特定信託会社等」という。）から建築物を建築すべき宅地を譲り受けた者（その承継人を含むものとし、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、特定信託会社等その他政令で定める者を除く。）は、その譲受けの日の翌日から起算して5年以内に、処分計画で定める規模及び用途の建築物を建築しなければならない（第31条）。